

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 31 日から 56 年 12 月 26 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 26 日から、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち昭和 55 年 10 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社の事業主が経営していた関連会社の B 社において、同社の給与事務を事業主より引き継いだ事業主の娘は、「母親の存命中は一緒に経理事務を行っており、月末退職者には退職月分の保険料を控除していた。」と供述している上、両社に勤務し、厚生年金保険に加入していた同僚も、「両社の給与支払方法等は同じだった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 55 年 10 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 55 年 9 月の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、

保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 12 月 26 日までの期間について、当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票によると、申立人は、申立期間中である昭和 55 年 11 月 12 日に健康保険証を返納した記録が確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人は、同社の離職時に離職票の交付を受け、申立期間中に求職者給付等の申請を行っていることが確認できることから、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとは考え難い。

また、当時の複数の同僚からも、当該期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られず、昭和 55 年 10 月 28 日から 56 年 8 月 24 日までの期間について、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の氏名が脱落した痕跡は認められない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 12 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年9月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月8日から同年10月1日まで

私は、昭和26年10月1日からA社に継続して勤務しており、同社B支店へ異動した際の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が29年9月8日、資格取得日が同年10月1日とされているため、同年9月が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した「在職履歴証明書」及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年9月8日にA社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和29年10月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、父親が「20 歳になったら、年金を納付しないといけない。」と言うのを聞いたことがあるので、申立期間当時、私の勤務する事業所の事業主であった父親が、私の毎月の給与から国民年金保険料を控除し、役場又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 48 年 3 月に、国民年金被保険者の適用漏れであった申立人に対し払い出されたものと推認されることから、払出時点までは、申立人は国民年金に未加入であったものと考えられることに加え、払出時点では、申立期間のうち、44 年 8 月から 45 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に他界しており、申立人の父親が申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したかは不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を毎月の給与から控除し、役場又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金の現年度保険料を郵便局で納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無い上、申立人

の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に他界しているなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言が得られず、ほかに申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から62年3月まで
私は、20歳になった時、母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、両親と合わせて三人分の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月以降に払い出されたものと推認され、最も早い59年10月に払い出されていたとしても、その時点では、申立期間のうち、58年11月から59年3月までは過年度納付によることとなり、集金人では国民年金保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、昭和60年度は、免除申請が却下されているとともに、昭和61年1月から同年3月までの間に3回の未納通知が行われていること、及び61年度は、61年9月から62年3月までの間に3回の未納通知が行われていたことが確認できることから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から52年10月まで

私は、昭和42年1月に事業所を退職して半年ほど経ってから国民年金の加入手続きを行い、最初の6か月ぐらいは、自分が市役所から送付されてきた納付書により国民年金保険料を市役所支所又は郵便局で納付し、その後は、元妻及び自分が経営する事業所の従業員が、私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人は、申立期間を含め、国民年金に加入した痕跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人、申立人の元妻及び申立人が経営する事業所の従業員が国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、最初の6か月ぐらいは自分が市役所から送付されてきた納付書により国民年金保険料を市役所支所又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、昭和45年1月から納付書による国民年金保険料の納付が開始されたこと、及び市役所支所では、国民年金保険料の収納事務を行っていなかったことがそれぞれ確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと申立人が主張する申立人が経営する事業所の従業員のうち、一人は、申立期間において同事業所に勤務していなかったことが厚生年金保険の加入記録から確認でき、別の従業員は、「申立人が経営する事業所に勤務したことはあるが、

申立人の国民年金保険料を納付したことは無い。」旨を供述している。

加えて、申立期間は 125 か月と長期間に及んでいる上、申立人、申立人の元妻及び申立人が経営する事業所の従業員が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人、申立人の元妻及び申立人が経営する事業所の従業員が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から平成5年5月まで

私は、勤務していた事業所を辞め、A町で自営業を始めた昭和59年7月以降、妻が、毎月、集金人であった地区長に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月にA町に転入する前のB市において45年7月に払い出されたものと推認されるが、社会保険庁の記録上、厚生年金保険（昭和45年11月から59年6月まで加入）との重複加入を理由に、いったん同市で納付済みとされていた45年11月から48年9月までの国民年金保険料が51年1月に還付されており、当該時点では、申立人の国民年金被保険者資格が喪失処理されていたものと考えられる上、平成元年度まで国民年金被保険者別に作成されていたA町の国民年金被保険者カードの中には、申立人の氏名が見当たらないこと、及び同町では、当該カードに記載された記録等を元年度に電算に入力したが、入力後も当該カードを廃棄したことは無いと回答していることから、申立人は、同町において、申立期間に係る国民年金の再加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間は107か月と長期間に及んでいる上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間のうち、36か月が申請免除期間及び21か月が未納期間であることが確認できることから、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、A町において国民年金の再加入手続を行った時期、場所について記憶が明確でなく、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、国民年金保険料の納付金額を記憶していない上、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたとされる集金人は既に他界していることから、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年12月まで

私は、実家の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、私たち姉妹の国民年金保険料を、毎月、実家の近所に居住していた集金人に納付していたと母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和49年1月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は105か月と長期間に及んでいる上、申立人の母親と一緒に国民年金保険料を納付していたとされる申立人の実姉及び義姉は、いずれも申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとされる期間について、国民年金に加入した痕跡は無く、国民年金の未加入期間とされており、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 5 月まで

私は、実家の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、私たち姉妹の国民年金保険料を、毎月、実家の近所に居住していた集金人に納付していたと母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 49 年 6 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 158 か月と長期間に及んでいる上、申立人の母親と一緒に国民年金保険料を納付していたとされる申立人の実妹及び義妹は、いずれも申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとされる期間について、国民年金に加入した痕跡は無く、国民年金の未加入期間とされており、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、夫の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、私及び私の義理の姉妹の国民年金保険料を、毎月、近所に居住していた集金人に納付していたと母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の義母は既に他界していることから、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 168 か月と長期間に及んでいる上、申立人の義母と一緒に国民年金保険料を納付していたとされる申立人の義姉及び義妹は、いずれも申立人の義母が国民年金保険料を納付していたとされる期間について、国民年金に加入した痕跡は無く、国民年金の未加入期間とされており、ほかに申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 2 日から同年 11 月 21 日まで
② 昭和 44 年 11 月 21 日から 47 年 9 月 29 日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する脱退手当金受付処理経過簿には、厚生年金保険被保険者氏名、被保険者台帳記号番号、脱退手当金支給金額、決定年月日及び進達年月日が記載されており、申立人の申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録が記載されているページに、申立人と同様、脱退手当金の進達年月日が記載されている二人は、社会保険庁の記録において、脱退手当金の支給記録があることが確認できることから、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正になされていたものと考えられる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 48 年 2 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

また、申立人の被保険者台帳記号番号は、申立期間①及び②とその後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人は、申立期間①以前の約6年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間①及び②の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがわれないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。